

○岡谷市電子入札実施要綱

令和6年12月1日

告示第94号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務並びに物品等の購入及び借入れ（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、電子入札を実施することに關し、岡谷市財務規則（昭和39年岡谷市規則第20号。以下「規則」という。）及び入札心得に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札に関する事務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 紙面による入札書を持参して行う入札をいう。
- (4) 電子入札書等 入札価格及びくじ番号を記載した入札書並びに積算内訳書をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

2 電子入札参加者は、前項の規定により登録した内容に変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(対象建設工事等)

第4条 電子入札の対象となる建設工事等は、電子入札システムの利用者登録の状況を勘案し、契約担当課長が指定するものとする。

(入札の公告等)

第5条 契約担当課長は、電子入札を実施するときは、規則第113条の規定による一般

競争入札の公告又は規則第126条第2項の規定による指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）により通知するものとする

2 前項に規定する公告等には、規則第113条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 電子入札を実施する旨
- (2) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (3) その他電子入札に関し必要な事項
(予定価格等の登録)

第6条 契約担当課長は、電子入札を実施するときは、開札時に当該電子入札の予定価格（規則第116条の規定による予定価格をいう。以下同じ。）を電子入札システムに登録するものとする。

2 失格基準価格（岡谷市低入札価格調査事務処理要領（平成13年岡谷市告示第141号）第1条の2第2号に規定する失格基準価格をいう。）又は最低制限価格（岡谷市最低制限価格制度実施要領（平成24年岡谷市告示第40号）に規定する最低制限価格をいう。）を定めたときは、開札時に当該価格を電子入札システムに登録するものとする。
(電子入札書等の提出)

第7条 電子入札参加者は、電子入札書等を公告等で指定した日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。

2 前項の規定による電子入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとみなす。

3 第1項の規定により提出された電子入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(紙入札)

第8条 前条の規定にかかわらず、やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札参加者」という。）は、あらかじめ契約担当課長の承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定により承諾を受けた紙入札参加者は、くじ番号を記載した入札書等を提出するものとする。

(入札の辞退)

第9条 電子入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、公告等で指定した日時まで

に電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加者は、当該辞退届に代えて入札心得第6条第2項第1号に規定する入札辞退届を提出することができるものとする。

(電子入札システムによる開札)

第10条 開札は、公告等で指定した日時に電子入札システムにより行い、落札者又は落札候補者を決定し、又は保留するものとする。この場合において、開札における立会人は、不要とする。

2 第8条の規定による紙入札参加者があるときは、入札価格及びくじ番号を電子入札システムに登録したうえで開札を行うものとする。

(電子入札システムによる再度入札)

第11条 契約担当課長は、前条の開札の結果、規則第120条の規定により再度入札に付するときは、開札後速やかにその実施について決定するものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定により再度入札を実施する場合は、電子入札参加者には電子入札システムにより、紙入札参加者にはファクシミリにより通知するものとする。

(入札の無効)

第12条 電子入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 同一入札者が電子入札及び紙入札を行ったとき。

(落札者等の決定)

第13条 契約担当課長は、開札の結果、落札者又は落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札参加者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

2 落札者又は落札候補者となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(落札決定の保留)

第14条 契約担当課長は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札決定を保留するものとし、その旨を電子入札システムにより

入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札参加者があるときその他これによる
ことができないときは、別途通知するものとする。

(災害時の対応)

第15条 契約担当課長は、電子入札システムの障害、停電、通信事業者に起因する通信
障害その他やむを得ない事情により複数の入札参加者において電子入札システムによる
入札が困難と判断したときは、その原因、復旧の見込み等を調査し、公告等で指定した
日時を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更する等の必要な措置を講ずるものと
する。

(準用)

第16条 電子入札システムを利用して行う随意契約に係る手続き等については、競争入
札に係る電子入札に準じて行うものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。